

水道料金及び下水道使用料の日割り計算に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市水道事業給水条例（昭和35年豊中市条例第23号。以下「給水条例」という。）第30条及び豊中市下水道条例（昭和39年豊中市条例第17号。以下「下水道条例」という。）第15条の2の規定による水道料金及び下水道使用料の日割りによる算定（以下「日割り計算」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 開栓 水道料金算定の基準となる月（以下「基準月」という。）の途中で給水装置の使用を開始すること又は使用月の途中で公共下水道の使用を開始することをいう。
- (2) 閉栓 基準月の途中で給水装置の使用を中止し、若しくは廃止し、若しくは給水を停止すること又は使用月の途中で公共下水道の使用を休止し、若しくは廃止することをいう。
- (3) 開栓時換算使用水量 開栓日から開栓日後最初の定例日までの日数（以下「開栓時実使用日数」という。）に使用した使用水量に31を乗じ、開栓時実使用日数で除して得た水量（その水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた水量。次号において同じ。）をいう。
- (4) 閉栓時換算使用水量 閉栓日前最後の定例日の翌日から閉栓日までの日数（以下「閉栓時実使用日数」という。）に使用した使用水量に31を乗じ、閉栓時実使用日数で除して得た水量をいう。

(適用除外)

第3条 開栓又は閉栓をした場合において、定例日を変更したことにより開栓時実使用日数又は閉栓時実使用日数が隔月計量の場合にあっては62日以上、毎月計量の場合にあっては31日以上となるときは、この要綱の規定は、適用しない。

(開栓及び閉栓に係る水道料金の日割り計算)

第4条 開栓したときの水道料金は、開栓時換算使用水量を使用水量とみなして給水条例第28条の規定に基づき算定した基本料金の額及び従量料金の額の合計額に開栓時実使用日数を乗じ、31で除して得た額とする。

- 2 閉栓したときの水道料金は、閉栓時換算使用水量を使用水量とみなして給水条例第28条の規定に基づき算定した基本料金の額及び従量料金の額の合計額に閉栓時実使用日数を乗じ、31で除して得た額とする。

(用途の変更に係る水道料金の日割り計算)

第5条 基準月の途中で用途を変更したときの水道料金は、用途ごとの使用日数に応じて日割り計算をした額とする。

(メーター口径の変更に係る水道料金の日割り計算)

第6条 基準月の途中で市の水道メーター(以下「メーター」という。)の口径を変更したときの水道料金は、メーターごとの使用日数に応じて日割り計算をした額とする。

(端数計算)

第7条 第4条から第6条までの規定により算定した額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(下水道使用料の日割り計算)

第8条 下水道使用料の日割り計算については、第4条、第5条及び第7条の規定を準用する。この場合において、第4条第1項及び第2項中「水道料金」とあるのは「下水道使用料」と、「給水条例第28条」とあるのは「下水道条例第15条」と、「基本料金の額及び従量料金の額」とあるのは「基本使用料の額及び従量使用料の額」と、第5条中「用途」とあるのは「種別」と、「水道料金」とあるのは「下水道使用料」と読み替えるものとする。

(実施の細目)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、豊中市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年11月1日から実施する。
- 2 第4条から第6条までの規定により日割り計算をする場合(第8条において準用する場合を含む。)において、基準月又は使用月の期間が平成22年11月1日の前後にまたがる場合における水道料金及び下水道使用料の算定方法は、第4条から第6条までの規定にかかわらず、管理者が別に定める。